

内閣総理大臣

菅 直人 様

原子力災害の賠償等に関する緊急要望

平成23年6月15日

福島県知事

佐 藤 雄 平

# 原子力災害の賠償等に関する緊急要望

福島第一原子力発電所において発生した原子力災害は、本県全域で、県民生活やあらゆる産業に深刻な被害をもたらしている。

「原子力損害賠償紛争審査会」において取りまとめられた「第一次指針」では、東京電力(株)に対し、賠償金の一定期間ごとの支払いや請求金額の一部前払いなど、合理的かつ柔軟な対応を求めることが明記されたところである。

また、政府が決定した「原子力災害被害者に対する緊急支援措置」により、ようやく農林漁業者、中小企業者への仮払いが開始されたところであるが、全分野における仮払いを含む損害賠償が迅速かつ適切になされる枠組みは決定しておらず、被災した住民は、今もなお避難所等で不安な生活を送り、被災事業者は、事業再開の見通しも立てることができないまま、事業継続の瀬戸際に立たされている。

このような、被災した住民、事業者の極めて厳しい実態を十分に踏まえ、下記についての確実な対応を強く要望する。

## 記

- 1 原子力災害に伴う損害賠償等は、事業者はもとより国が全責任を持って対応し、仮払いを含む賠償等が確実になされる枠組みを早急に確立すること。
- 2 損害賠償の枠組みの構築に当たっては、地方公共団体に人的、財政的な負担が生じることのないようにすること。